

障害福祉サービス事業者 各位  
障害者支援施設事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの配布について  
(お知らせ)

日頃から、本市障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止の取組につきましては国により、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、新型コロナウイルスへの感染予防対策に対応するための特例的な評価として、年度満額換算で+0.05%の上乗せが行われました。

しかしながら今日府下において緊急事態宣言が発出される状況下となり、今後感染者が更に増加することも懸念されるなか、本市においてもより一層の感染予防対策が必要となっているため、前述の費用についても有効活用していただきつつ、昨年度より行っておりますエタノールの配布について、今年度も引き続き実施することといたしました。

昨年度同様、標記にかかる商品を一括調達し、本市に事業者登録され、所在する各事業所様に配布させていただきます。今年度照会させていただきましたアンケートに基づき、1事業所様あたり月々9リットルを、令和3年4月分より令和4年3月分まで配布する予定です(配送開始は令和3年5月初月は4・5月の2か月分を配布します)。

当面は国の優先供給スキームを活用し、提携しているアスクル(株)より、事業所様に直送いたしますが、流通状況により、毎月同一商品にはならない可能性がございますので御了承ください。

また引き続き本市において各事業所様への配送管理を行いますので、今後事業所様の在庫状況や保管場所の問題等により、(一時的に)配送の停止を希望される場合は、本市支給管理グループまで御連絡いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、消毒用アルコールについては、配布される消毒用エタノールの貯蔵量により、消防法や火災予防条例の規定が準用される場合があります。一定量(80リットル)以上保管される場合、添付しております「吹田市消防署管轄区域図」を御参照いただき、事業所様の所在地を管轄する各消防署へ、法令上の手続きが必要になるかどうかを御相談いただきますよう、よろしく願いいたします。

また今年度につきましても期間中に、御使用量や在庫の状況に係る調査を行いますので、合わせて御協力のほど、よろしく願いいたします。

問合せ先(配布について)  
吹田市役所本庁115番窓口  
吹田市福祉部障がい福祉室  
支給管理グループ  
Email: [kanri-shogai@city.suita.osaka.jp](mailto:kanri-shogai@city.suita.osaka.jp)  
TEL: 06-6384-1346  
FAX: 06-6385-1031

問合せ先(貯蔵にかかる規定について)  
事業所様の所在地を管轄する各消防署  
(別紙参照)